

三の(イ)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物」に改め、同(ロ)の(ア)中「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(イ)及び(ロ)を削る。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を九とし、六を七とする。

五の(ロ)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認
 三の(イ)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。
 七の次に次のように加える。
 八 航空携行手荷物の輸入
 航空携行手荷物として輸入される場合においては、三の(イ)の植物検疫証明書又はその写しとそのこん包の表面に添付されているものであること。

○農林水産省告示第三百七十一号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第十一及び第十六に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号(台湾産ソロ種のハイヤ生果実並びにアーウィン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百七十一号
(台湾産ソロ種のパパイヤ生果実並びにアーツイ
ン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果
実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件
の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五七二 表九別表二 別表一